

京田辺市複合型公共施設整備事業 に関するサウンディング調査 ＜実施要領＞

記載の内容は令和8年10月時点のものであり、現在、検討を進めていることから、確定したものではないことにご留意下さい。

令和8年10月

京田辺市

目 次

1. サウンディング調査の実施目的	1
2. サウンディング等の実施に関する事項	1
(1) 公募スケジュール	1
(2) 実施概要.....	1
(3) 資料配付.....	2
(4) 説明会の開催及び参加申込	2
(5) サウンディング調査の開催及び参加申込	3
3. 知的財産の取扱方針	5
(1) サウンディングの内容に係る知的財産の取扱について	5
(2) サウンディング結果の公表	5
(3) 市によるサウンディングの結果の使用について	5
4. その他	6
(1) 要領の修正等	6
(2) 本募集の凍結・中止	6
(3) 損害賠償規定	6
(4) 本要領等の目的外利用の禁止等	6
(5) 本募集への参加費用の負担	6
(6) 参加事業者の取扱い	6
(7) 事務局	6
(8) 問合せ・申込先（委託事業者）	6

1. サウンディング調査の実施目的

京田辺市（以下「市」という。）では、令和8年3月に策定した「京田辺市 複合型公共施設整備基本計画」に基づき、JR 京田辺駅に近接する田辺北地区土地地区画整理事業区域内において、文化芸術機能と生涯学習機能を一体的に提供する「複合型公共施設」の整備に向けた検討を進めています。

本調査は、当該事業を官民連携手法である PPP 事業として実施するにあたり、多くの民間事業者の方に事業参画いただける事業条件等を把握することを目的として実施するものです。

2. サウンディング等の実施に関する事項

（1）公募スケジュール

実施内容	スケジュール
実施要領等の公表	令和8年10月26日（月）
資料配布	令和8年10月26日（月）～11月11日（水）
説明会参加申込書の受付	令和8年10月26日（月）～11月4日（水）
説明会の開催	令和8年11月6日（金）
サウンディング調査参加申込書の受付	令和8年10月26日（月）～11月11日（水）
意向調査票の受付	令和8年10月26日（月）～11月18日（水）
サウンディング調査（ヒアリング）の実施	令和8年11月25日（水）～12月4日（金） ※候補日の詳細は（5）④（ウ）「ヒアリングの候補日時」に記載

（2）実施概要

区分		参加対象者	提出書類	申込後の流れ
資料配付		本事業に関心を有する法人等 ※希望する申込者全員に配付します。	資料配付希望書【様式1】	受領確認後、電子メールにて配付します。
説明会		本事業に関心を有する法人等 ※申込者全員が参加できます。	説明会参加申込書【様式2】	－
サウンディング調査	書面調査	本事業に関心を有する法人等 ※申込者全員が参加できます。	サウンディング調査参加申込書【様式3】 意向調査票【様式4】 会社案内等（任意）	－
	ヒアリング調査	建設事業者、運営事業者、マネジメント事業者、デベロッパー及び都市公園の管理運営事業者	同上	サウンディング調査参加申込書の内容を確認した上で、ヒアリング対象者へ実施日時等を電子メールで連絡します。

(3) 資料配付

本事業の詳細を示した「事業概要書」、サウンディング調査の「意向調査票」及び「サウンディング調査参加申込書」の配付を希望する場合は、資料配付希望書【様式1】を4.

(8)に記載の「問合せ・申込先（委託事業者）」へ電子メールで提出してください。電子メールの件名は、【京田辺市複合型公共施設整備事業に関するサウンディング調査・資料配付希望書の提出】としてください。資料配付希望書を提出した法人等に対し、これらの資料を電子メールで配付します。

配付資料	資料番号
事業概要書	ー
サウンディング調査参加申込書	【様式3】
意向調査票	【様式4】

(4) 説明会の開催及び参加申込

本事業の概要等を説明するため、説明会を開催します。

説明会への参加を希望する場合は、申込受付期間内に、説明会参加申込書【様式2】を4.(8)「問合せ・申込先（委託事業者）」へ電子メールで提出してください。電子メールの件名は、【京田辺市複合型公共施設整備事業に関するサウンディング調査・説明会参加申込み】としてください。

申込書を受領した後、受領確認を電子メールで返信します。

説明会参加者のうち希望者に対して、了承を得られた説明会参加事業者のリストを後日配付することを予定しています。

なお、説明会への参加は、サウンディング調査への申込みの要件ではありません。説明会のみへの参加、又は説明会に参加せずサウンディング調査へ申し込むことも可能です。

① 参加対象者

説明会は、本事業に関心を有する法人等を対象とし、申込者全員が参加できます。ただし、会場の収容人数等の都合により、1法人等当たりの参加人数は3名までとします。

② 開催日時

令和8年11月6日(金)14時から2時間程度を予定

③ 会場

京田辺市中央公民館 ホール（京田辺市田辺丸山214）

④ 説明会の申込受付期間

令和8年10月26日(月)から11月4日(水)17時まで

⑤ 提出書類

説明会参加申込書【様式2】

⑥ 留意事項

(ア) 現地見学会の開催は予定しておりません。

(イ) 説明会当日は、本実施要領及び事業概要書等の資料をご持参ください。

(ウ) お車でお越しの際は市役所庁舎北側体育館駐車場をご利用ください。

(5) サウンディング調査の開催及び参加申込

サウンディング調査は、書面調査とヒアリング調査の2種類の調査方法としています。

書面調査については、意向調査票【様式4】の提出による書面での調査とし、ヒアリング調査については、意向調査票をもとに対面等での意見交換を行います。

① サウンディング調査の対象者

(ア) 書面調査

②に示す参加形態を満たす本事業に関心を有する法人等を対象とし、申込者全員が参加できます。

(イ) ヒアリング調査

本事業への参画が想定される建設事業者、運営事業者、マネジメント事業者、デベロッパー及び都市公園の管理運営事業者を主な対象とし、参加人数は5名までとします。なお、設計事業者、維持管理事業者はヒアリング調査の対象外としますが、書面調査での参加は可能です。

また、申込者多数の場合は、提出された参加申込書等の内容を踏まえ、関心のある業務分野等を総合的に勘案し、ヒアリング対象者を選定する場合があります。

② サウンディング調査への参加形態

サウンディング調査には、以下の形態で参加できます。

(ア) 単独の法人等（法人格を有していること、法人税法（昭和40年法律第34号）第3条の規定に基づき法人税法の適用を受けている人格のない社団、個別の根拠法に基づき設立されている組合（有限責任事業組合等）等をいいます。海外の法人等についてはこの定義に準拠し、個別に判断するものとします。）

(イ) 複数の法人等によるグループ（グループを構成する場合は、連絡窓口を定めてください。）。

③ サウンディング調査に関する提出書類と申込期間

サウンディング調査への参加を希望する場合は、申込受付期間内に、サウンディング調査参加申込書【様式3】及び意向調査票【様式4】を4.(8)に記載の「問合せ・申込先（委託事業者）」へ電子メールで提出してください。電子メールの件名は、【京田辺市複合型公共施設整備事業に関するサウンディング調査・サウンディング調査参加申込み】としてください。

なお、書面調査・ヒアリング調査のいずれの調査でも、提出書類及び申込期間は同様です。

申込書等を受領した後、受領確認を電子メールで返信します。

提出書類	申込期間
サウンディング調査参加申込書【様式3】	令和8年10月26日(月)から 11月11日(水)17時まで
意向調査票【様式4】	令和8年10月26日(月)から 11月18日(水)17時まで

④ ヒアリング調査の実施

(ア) 実施日時等の通知

提出されたサウンディング調査参加申込書の内容を確認し、ヒアリングを実施します。ヒアリングの対象者には、令和8年11月17日（火）までに、実施日時等を電子メールで連絡します。連絡を受領した場合は、受領確認を電子メールで返信してください。

(イ) ヒアリングの実施方法

意向調査票記載内容の確認やそれを実現するために必要な条件等について意見交換を行います。

ヒアリング時間は、60分程度を予定しています。

ヒアリングについては対面での実施を想定しています。WEBでの実施を希望される場合は、「問合せ・申込先（委託事業者）」までご相談ください。

なお、市職員のほかに委託事業者も同席します。

また、ヒアリング終了後に、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施することがあります。その際はご協力お願いします。

(ウ) ヒアリングの候補日時

ヒアリング実施の候補日時は下表のとおりです。

サウンディング調査参加申込書【様式3】において希望日の記載をお願いいたします。

候補日	時間
2026年11月25日（水）～11月27日（金） 12月1日（火）～12月4日（金）	09：00－17：00

3. 知的財産の取扱方針

(1) サウンディングの内容に係る知的財産の取扱について

サウンディングの内容については、申込者の個別の知見・ノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護については、以下の通り取り扱います。

- (ア) 意向調査票、ヒアリングの内容に係る著作権等は、申込者に帰属するものとします。
- (イ) (ア) については、情報公開請求があった場合には、京田辺市情報公開条例第9条(3)に規定する非公開情報に該当する箇所を除いて公開することになります。

※京田辺市情報公開条例

第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該公文書の開示をしないことができる。

～中略～

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報(法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を含む。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 人の生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ ア又はイに掲げるもののほか、開示することが公益上必要であると認められるもの

(2) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。

ただし、民間事業者のアイデアやノウハウを知的財産の観点から保護するため、参加者名やノウハウ等に関する詳細な提案内容は非公表とします。

(3) 市によるサウンディングの結果の使用について

市は、本事業実施に係る意思決定を行うための庁内検討用の資料の作成にあたり、議事録等の内容を利用できるものとします。

また、外部(地元関係者、議会、報道機関等)に対する情報提供のために、上記庁内検討用の資料を使用する場合があります。この場合、申込者やサウンディングの内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを掲載する予定ですが、必要が生じた場合、申込者に対して、個別に許諾を求めることがあります。

なお、市は、サウンディングの結果について本事業に関して委託事業者に開示するものとします。

4. その他

(1) 要領の修正等

本要領に修正、変更、追加等があった場合は、速やかに市ホームページで公開します。

(2) 本募集の凍結・中止

市は、天変地異、政策変更等により、やむを得ない事情のある場合は、本募集を延期、または中止する場合があります。

(3) 損害賠償規定

サウンディングの実施およびその結果等に関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、申込者が第三者に損害を生じさせても、市は一切これを補償しません。

(4) 本要領等の目的外利用の禁止等

市から提供された関連資料等は、サウンディングおよびその申込のために利用する以外は利用を認めません。

(5) 本募集への参加費用の負担

本募集への参加に係る費用については、各申込者の負担とします。

(6) 参加事業者の取扱い

サウンディング調査への参加実績は、事業者公募における優位性を持つものではありません。

(7) 事務局

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80

京田辺市 企画政策部 都市みらい課 複合型公共施設建設準備室

TEL : 0774-64-1361(直)

担当者 : 内座、池田

(8) 問合せ・申込先（委託事業者）

パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目 2 番 1 号 新ダイビル

大阪社会イノベーション事業部 プロジェクト推進室

TEL : 06-4799-7320 FAX : 06-4799-7386

Mail : kyotanabe_ppp_SD@tk.pacific.co.jp

担当者 : 山本早織、小池、小川

※電話によるお問い合わせは、土日祝日及び 9:00～17:00 以外の時間帯については、対応が困難な場合がありますので、あらかじめご了承ください。